

請求に関する注意事項

過誤申立について

- 備考欄に何月に再請求するか明示すること
(大量に過誤があり、再請求月が複数に渡る場合は特に注意)
- 申立書の提出期日は再請求月の前月末日まで
- 件数が10件以上の場合、紙での提出ではなく、過誤申立書及び伝送用データをメールで提出すること
- メール提出の場合は件名に「過誤」及び「事業所名」を記載すること

複数児童用の利用者上限額管理結果票について

- 令和7年4月以降は、市への紙での提出は不要



提出書類について

契約内容報告書について

- 令和8年7月以降、「契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告」は不要です。
- 「既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告」については、**下記サービスのみ提出をお願いします。**

計画相談支援、障害児相談支援、就労継続支援A型、就労移行支援、就労定着支援、就労選択支援、共同生活援助(本入居)、自立訓練(宿泊型・生活訓練・機能訓練)、施設入所支援、療養介護

